

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社AIRIから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和二年九月一日

令和二年九月一日

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地	特許庁長官 糟谷 敏秀
第6号	株式会社AIRI	(本社) 東京都港区芝四丁目4番10号	
第15号		(目黒支所)	
第23号		東京都品川区上大崎三丁目3番1号	
第25号		(横浜支所)	
第36号		神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番地1	
第42号		(関西支社) 京都事務所	
第56号		京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町358番地	
		(関西支社) 大阪事務所	
		大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号	
		愛知県名古屋市中村区並木2丁目182番地	
		(中部支社)	

○特許庁告示第四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十二条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年九月一日
次により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
一 千三百三十イス・フラン	一 千三百三十イス・フラン
十五万二千五百円	十五万二千五百円
千七百円	一千三百三十イス・フラン
二 十五イス・フラン	二 十五イス・フラン
二万二千九百円	十四万三千二百円
千六百円	一千三百三十イス・フラン
三 二百イス・フラン	三 二百イス・フラン
二万五千五百円	二万五千五百円
四 三百イス・フラン	四 三百イス・フラン
三万四千三百円	三万二千三百円

附 則

- この告示は、令和二年十月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百一十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更があつたので、同法第二十条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和二年九月一日

令和二年九月一日

一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の所在地の変更の届出があつた。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社AIRIから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和二年九月一日

令和二年九月一日

○九州第一事業所の変更

○国土交通省告示第八百一十八号

変更前	北海道室蘭市海岸町一丁目五十八番五号
変更後	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号

○国土交通省告示第八百一十八号

(一) 変更年月日 令和二年六月八日

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十号）第一条の規定に基づき、告示する。	令和二年九月一日
大畔谷川	国土交通大臣 赤羽 一嘉
（一） 砂防法第二条の土地の表示	
広島県府中市上下町上下字峠山八〇番一一地内四等三角点翁山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域	標柱二号から三三二一度三分一七秒一二三・八六六メートルの地点
基準点から三五三度五四分三八秒	標柱三号から三四四度五六分九秒二七・一五三メートルの地点
七〇一・五四七メートルの地点	標柱四号から一二三度九分三六秒一五五・四三〇メートルの地点
標柱一号から三〇四度三分五秒	標柱五号から一八六度一分八秒六九・八三四メートルの地点
五三・八五一メートルの地点	（二） 砂防法第二条の土地の表示
一号	広島県三次市三良坂町皆瀬字妻ノ神を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二二五度四分三三秒六〇七・三八二メートルの地点	一番地内三等三角点妻ノ神を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三五・二〇一メートルの地点	二号

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社AIRIから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和二年九月一日

令和二年九月一日